◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２９６号（H27.　4. 24）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（４月１７日～４月２３日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの車内事故②
（３）貸切バスの衝突事故
（４）法人タクシーの死傷事故
（５）タンクセミトレーラが転覆し積載の危険物が漏洩した事故
（６）トラックの酒気帯び事故
２．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
３．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
４．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
５．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
７．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
８．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
９．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１０．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１１．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝６件】（４月１７日～４月２３日分）

（１）　乗合バスの車内事故①

　４月２０日（月）午前１１時１５分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客５名を乗せ運行中、横向き座席に着席していた乗客が、次の停留所で降車するため、座席から腰をうかせて降車合図ボタンを押そうとした際に、バランスを崩して車内通路に転倒した。

　この事故により、転倒した乗客１名が重傷を負った。

（２）乗合バスの車内事故②
４月２０日（月）午後５時４３分頃、東京都の市道交差点において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客約４０名を乗せ運行中、乗客１名が手首骨折の重傷を負う車内事故が発生した。
事故は、バスが赤信号により停止した状態から前車に続いて発進した際に、前方の車両が右折のため停止したのに気が付くのが遅れ強くブレーキをかけたため、車内に立っていた当該乗客が、他の乗客に押され、手すりを掴んでいた手首を骨折したもの。

（３）貸切バスの衝突事故
４月２２日（水）午後２時頃、熊本県の国道において、福岡県に営業所を置く貸切バスが乗客ら２１名を乗せて運行中、道路左側の街路樹に衝突した。
この事故により、乗客１名及び添乗員１名が重傷（骨折）、乗客１８名が軽傷を負った。
バスの運転者は、わき見運転の疑いで取り調べを受けている模様。

（４）法人タクシーの死傷事故
４月１８日（土）午前２時５５分頃、千葉県の県道において、同県に営業所を置くタクシーが空車で運行中、道路を横断中の歩行者２名をはねた。
この事故により、１名が死亡し、１名が意識不明の重体となっている。
事故現場は片側１車線の直線道路で、警察によると当該歩行者は信号機や横断歩道のないところを、道路の右側から横断してきた模様。

（５）タンクセミトレーラが転覆し積載の危険物が漏洩した事故
４月１７日（金）午前５時１０分頃、山梨県と静岡県の県境付近の国道において、静岡県に営業所を置くタンクセミトレーラが約２０ＫＬの危険物を積載して運行中、路外に転落し転覆した。
この事故により、運転者は死亡し、積荷の危険物約１４ＫＬが漏洩した。
事故現場は片側１車線の左カーブで、事故の原因については現在調査中。

（６）トラックの酒気帯び事故
４月２３日（木）午前６時２５分頃、神奈川県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、赤信号で停車していた乗用車に追突した。
この事故により、乗用車に乗車していた３名が軽傷を負った。
トラック運転者の呼気からアルコールが検出され、当該運転者は酒気帯び運転により逮捕された模様。

◇◇◇

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策が望まれるところです。

このような社会的要請に応えるため、国土交通省の委託により（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」が昨年６月に発足したところであります。

先般、次の調査事案２件について、報告書が議決されたことを受け、４月１５日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。
今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆